

生産活動活性化支援事業補助金交付要綱

(令和2年8月28日付け2障第391号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対して、予算の範囲内で、生産活動活性化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 就労継続支援事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第12号）第5条第14項に規定する就労継続支援の障害福祉サービス（同サービスを含む多機能型事業を含む。）を行う事業所をいう。

(交付の対象者)

第3条 本補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）を運営する者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金その他本事業と支援内容が重複すると知事が認める国の支援策を受けている場合は対象とならない。なお自治体単独の支援策についてはこの限りではない。

- (1) 令和2年3月31日以前に長野県から就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所の指定を受けて、事業所を運営していること。
 - (2) 申請月（第6条にある申請を行った月のことをいう）において1人以上の利用者に対して障害福祉サービスを提供していること。
 - (3) 平成30年4月10日付障発0410第1号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について」記1（5）にある（報告対象年度分の）工賃（賃金）実績を長野県に報告していること。
 - (4) 次のア又はイのいずれかの要件に該当すること。
 - ア 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、1ヶ月の生産活動収入が前年同月比で50%以上減少した月（以下「対象月」という）があること
 - イ 令和2年1月以降、連続する3ヶ月の生産活動収入が前年同期比で30%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）があること。
- 2 前項第4号の対象月及び対象期間は、次のとおり読み替えることができる。

(1) 対象月

ア 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月のことをいう。

イ 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の1ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%減少した月のことをいう。

(2) 対象期間

ア 事業開始後最初の生産活動収入が平成31年1月から令和元年12月の間に発生した事業所にあつては、当該月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間のことをいう。

イ 事業開始後最初の生産活動収入が令和2年1月から令和2年3月の間に発生した事業所にあつては、令和2年4月以降の連続する3ヶ月の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%減少した期間のことをいう。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象とする経費は、生産活動に必要な経費で、事業所の存続、再起に向けて就労支援事業会計（「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について（平成25年1月15日付け社援発0115第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別紙に示す会計処理のことをいう。）から支出すべき経費とし、別に定めるものとする。

(本補助金の交付額)

第5条 本補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と別に定める基準額と比較して低い方の額の範囲内とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 複数の事業所を運営する補助事業者においては、1補助事業者あたりの上限を200万円とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事に対して生産活動活性化支援事業補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請を行うものとする。なお、複数の事業所を運営する補助事業者においては、一括して申請することができる。

2 交付申請に必要な書類は、別に定める。

(交付の条件)

第7条 次の各号掲げる事項は、本補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
 - ア 事業の実施箇所及びその他事業の主要な内容の変更
 - イ 交付対象経費の20%以上の変更
- (2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (3) 事業により取得した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について本補助金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。
- (5) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を 県に納入させることがあること。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第1号及び第2号の規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業の内容の変更をしようとするとき 生産活動活性化支援事業補助金内容変更承認申請(届出)書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 生産活動活性化支援事業補助金中止(廃止)承認申請書

(交付申請の取下書)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げは、生産活動活性化支援事業補助金交付申請取下書により行うものとする。

(実績報告)

第10条 本補助金の交付を受けた補助事業所は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、生産活動活性化支援事業補助金実績報告書により、知事に対して実績を報告するものとする。なお、複数の事業所を運営する補助事業者においては、一括して報告することができる。

2 実績報告に必要な書類は、別に定める。

(交付請求)

第 11 条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、生産活動活性化支援事業補助金交付請求書を提出するものとする。

(書類の提出等)

第 12 条 規則及びこの要綱により提出する書類は、1 部とする。

(その他)

第 13 条 この要綱定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 28 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。